

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（仮称）

ご指摘事項とその対応について

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

令和7年1月20日

※ ○は前回審査の際にご指摘いただいた事項に対する修正である。

（第1条、第8条、第15条、第18条第2項、附則第2条、理由）

- 本法案中で「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のための」、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する」、「人工知能関連技術の研究及び開発の推進に対する」との表現が混在しているが、使い分けている理由があるか。
- 第18条第2項では、第1号で「のために・・・実施すべき施策」、第2号で「に關し・・・講すべき施策」とあるが、使い分けている理由があるか。
- 第8条及び第15条では「人工知能関連技術の研究及び開発の推進に対する理解と関心」とあり、「理解と関心」の対象が「研究及び開発の推進」を指すことになるが、事業者などとは異なり、国民全般については、このような特定の活動ではなく、「人工知能関連技術」そのものに対する理解と関心を高めることを意図しているのではないか。
→ ご指摘を踏まえて、以下のとおり整理し、修正した。

「ための」は目的を示すニュアンスがあり、「関する」は人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進を中心としてこれに関連するものを含むニュアンスがある。また、「に対する」は、理解や関心の対象を示す文脈で用いられる例が多い。この観点で全体を見直すとともに、用例を踏まえ、以下のように整理する。

- ・「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進」と「施策」を接続する場合には、推進そのものを目的とした施策だけでなく、そのための環境整備も含めた関連施策も含むことが適切であるため、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策」に統一する。これに伴い、第1条、第18条第2項第1号と附則第2条について、「のため」を「に関する」と修正する。
- ・内閣府設置法の所掌事務規定のうち、基本的な政策に関する事項を定める場合には、「基本的な政策に関する事項」について定める24規定のうち、「▲▲を図るための」「▲▲のための」「▲▲するための」としている例が計21規定であるのに対し、「▲▲に関する」としている例は1規定のみである。「基本的な政策に関する事項」のように具体的な施策というよりは、政策の方向性を定める事務については、政策の目的をもって表現しているものと考えられる。このため、内閣府設置法の中でも、第4条第1項第17号の2は「を図るための基本的な政策」とする。なお、同条第3項第7号の9は、「研究開発及び活用に関する施策」としている。この部分は「施策の推進に関する事項」につながるため、仮に「推進に関する施策の推進に関する事項」とすると冗長になってしまう。観念的には本法案の射程よりも広くなるが、内閣府

の分担管理事務としては、各関係行政機関が実施する「研究開発及び活用に関する施策」全般の推進（後押し）を担当することとして、このような規定ぶりとしている。

- ・「理解と関心」に接続する場合には、閣法における用例では、「〇〇に関する理解と関心」が2規定、「〇〇に対する理解と関心」が13規定であったため、「に対する」を用いる。【第8条、第15条】
- ・「教育」に接続する場合には、「〇〇に対する教育」は教育の相手方を指しており、教育の内容を示す場合には「〇〇に関する教育」などと規定している例が一般的であるため、「に関する教育・・・」とする。【第15条】

国民一般の理解と関心の対象としては、ご指摘のとおり、事業者などとは異なり、国民全般については、「人工知能関連技術の研究及び開発の推進」という特定の活動ではなく、「人工知能関連技術」そのものに対する理解と関心を高めることを意図しているため、第8条及び第15条は「人工知能関連技術に対する理解と関心」に統一する。なお、第15条の教育等の対象も同様に人工知能関連技術そのものであるため、「人工知能関連技術に関する教育・・・」とする。

第18条第2項の「実施すべき」と「講すべき」については、他法の規定ぶりを改めて精査した結果、直近の孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）等において、計画で定める事項として「〇〇に関する施策についての基本的な方針」と「〇〇に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策」と規定している用例が複数確認されたことから、本項についてもこれに倣い、第1号を「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての基本的な方針」に、第2号を「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策」と修正する。

※「〇〇に関する〇〇についての国際的動向」の用例

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）
(審査)
第四条 (略)
2～7 (略)
8 前項の命令を定めるに当たっては、化学物質の安全性の評価に関する試験の項目の設定についての国際的動向その他化学物質の安全性の評価についての技術上の基準に関する動向に十分配慮するよう努めなければならない。

※「〇〇に対する理解と関心」の用例

- ・森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）
(都市と山村の交流等)
第十七条 国は、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

※計画で定める事項として、「〇〇に関する施策についての基本的な方針」と「〇〇に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策」を併せて規定している用例

- ・孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）
(孤独・孤立対策の重点計画)

第八条 孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下この条及び第二十一条第一項第一号において「孤独・孤立対策重点計画」という。）を作成しなければならない。

2 孤独・孤立対策重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針
- 二 孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

3～5 (略)

(第2条)

○ 人工知能関連技術の定義の要素の一つに「出力する機能」があるが、定義の要素として加える必要があるほどの人工知能関連技術に特徴的な点があるのか。

→ 「出力する機能」に係る人工知能関連技術に特徴的なものとして、例えば、AIが生成したことを示す識別情報をコンテンツに埋め込む「電子透かし」や、不適切な出力を抑止する「ガードレール」が存在する。これらは、本法案の目的の一つである人工知能関連技術の適正な利用のためには不可欠な技術である。

また、人工知能関連技術を活用する者が求める処理結果の利用形態に応じ、画像・音声等の多様なコンテンツを作り出すことやロボットの制御信号を出力することが可能である。こうした出力の面での特徴があることが、人工知能関連技術が基盤的な技術となる理由の一つである。

このように、本法案が対象とする人工知能関連技術の特徴をとらえる上では、「出力する機能」は必要な要素であると考えている。

(第3条第4項)

○ 「助長させるおそれ」とあるが、「助長するおそれ」ではないのか。用例を踏まえて検討せよ。

→ 改めて用例を確認したところ、「助長させるおそれ」よりも「助長するおそれ」の用例が多いことから、「助長するおそれ」と修正。

※「助長するおそれがある」の用例

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三～八 (略)

(第3条第5項)

○ 「主導的な役割を果たすものとする」とあるが、「主導的」か否かは他国との関係で決まるものであり、我が国の意思のみで主導的な役割を果たすことは困難ではないか。

→ ご指摘のとおり、「主導的」か否かは他国との関係で相対的に決まるものであるところ、我が国政府としては、国際社会において「主導的な役割を果たす」とする方針を從

来掲げてきており、今後もそうした方針に沿って絶えず努めていくという意思を表すため、「主導的な役割を果たすよう努めるものとする」と修正した。

(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)

「広島AIプロセス等の成果に基づき、AISIを活用した安全性評価を含め国際的な連携・協調に向けたルール作りについて、主導的な役割を果たす。」

(第7条)

- 活用事業者が、国及び地方公共団体が実施する施策に協力「しなければならない」と規定されているところ、なぜかかる規定ぶりになっているのかについて、考え方を整理すること。

→ 人工知能関連技術の活用については、不当な目的又は不適切な方法で行われる場合には、犯罪への利用、個人情報の漏えい、著作権の侵害その他の国民生活の平穏及び国民の権利利益が害される事態を助長するおそれと有するものもある。活用事業者は、かかるおそれが生じ得る人工知能関連技術の活用により便益の増加その他の利益を期待するという立場にあることを踏まえ、国や地方公共団体の実施する人工知能関連技術の活用等の適正な実施を図るための施策に協力する責任があり得ることを背景にした規定である。

(第13条)

- 「規範」については、説明資料において、既存の「国際的な規範」の例として「G7広島AIプロセス」の「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」、「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」を挙げているが、これらは「規範」として表現してよいのか。

→ 第13条の「規範」は、第17条の規定により我が国の参画により将来的に形成される規範のほか、知的財産保護などのAIに特化したものではないが関係の深い国際条約も含まれてくる。また、「G7広島AIプロセス」の「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」においても「規範」という表現が用いられていることも踏まえたものである。

なお、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）の逐条解説によれば、第35条でいう「国際的な規格、規範等」に該当するものは、

- ・「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」に関連した宣言、声明等
- ・人工知能に関する経済協力開発機構（OECD）原則

等であり（念のため外務省に確認したところ、上記二点の国際的合意は、「G7広島AIプロセス」と同様、法的拘束力を有しないとのことであった。）、施策の方向性を示す理念法では「規範」という文言は広い意味で用いられる場合があると考えられる。

※「国際的な規範」の用例

- ・デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）
(国際的な協調及び貢献)

第三十五条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークを通じた信頼性のある情報の自由かつ安全な流通を確保することの重要性に鑑み、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による社会経済活動に関する、国際的な規格、規範等の整備に向けた主体的な参画、調査及び研究開発の推進のための国際的な

連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならない。

(附則第4条)

- 「前条のうち第十六条の二第二項」を「前条のうち同法第十六条の二第二項」と修正すべき。
→ ご指摘のとおり修正。